

蒲郡市下水道排水設備指定工事店等審査会設置要綱

(設置の目的)

第1条 蒲郡市下水道排水設備指定工事店規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第15号）第8条の規定に関し、指定の取消し又は一時停止について審査するため、蒲郡市下水道排水設備指定工事店等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 下水道排水設備指定工事店の指定の取消し又は一時停止に関すること。
- (2) 前号に定めるほか、審査会が必要と認めること。

(構成)

第3条 審査会の委員は、上下水道部長、上下水道部次長（上下水道部次長が置かれている場合に限る。）、下水道課長及び下水道浄化センター所長とする。

(運営)

第4条 審査会は、必要に応じて開催し、上下水道部長が総理する。

(関係職員等の出席)

第5条 審査会において必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 審査会は、審査した事項について、蒲郡市長に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第7条 審査会の事務局は、下水道課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市下水道排水設備指定工事店等審査会設置要綱（平成9年3月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。